

令和２年度第１回古賀市情報公開・個人情報保護運営審議会

書面会議の報告について（意見等の取りまとめ）

【報告事項】

（１）平成３１年度古賀市情報公開制度運用状況報告について

平成３１年度より請求件数、特に市内からの件数が急増した背景について説明いただきたい。

- ・番号３３～４５保険契約について（市内事業者からの請求）は、複数の課が担当したことで、一つの請求に対して１３件の開示決定がなされたため、件数が増加しました。
- ・同一人物（市内の個人）からの請求で、庁議に関することや庁議で提出された資料内容についての請求が１９件ありました。
- ・社会資本整備総合交付金事業の進捗に伴い、金入り設計書の開示請求件数が増加しています。

番号８について：委任事務契約に関する文書について不存在の理由をお知らせください。

開示請求中「ＰＴＡ会費徴収について委任事務契約を締結していればその文書」は、委任事務契約をしていないため不存在です。

「ＰＴＡ側から会員情報の提供は受けていればその文書」は、提供を受けていないため不存在です。

「学校側から個人情報を提供している場合在籍児童の保護者からの同意を得る方法についての文書」は、学校側から提供をしていないため不存在です。

番号１２（誤字）について

（誤）上程された指導 → （正）上程された市道
修正いたしました。

番号１７について：三役会会議録の不開示の件について、ネットにおいて不服の主張をされている方がいるようですが、この請求について補足説明いただきたい。

三役会は、会議の性質上事務職員の同席がなく、会議録の作成は必要ないことから、会議録は不存在とのことです。

番号 20（脱字）について

（正）（平成 31 年 3 月分）生徒指導上の諸問題に関する実態調査
（平成 31 年 7 月分）生徒指導上の諸問題に関する実態調査
追記いたしました。

番号 46～48 について：不開示決定による不服申立てがなかったので問題はないと思われますが、請求の意図がわかりかねます。どのような請求者であったかお知らせください。

請求者は、市内の保険を取扱う事業者です。

（２） 平成 31 年度古賀市個人情報保護制度運用状況報告について

番号 3 について：請求内容や不開示情報について補足説明をお願いします。

本件は、請求者の直近の障害支援区分認定に係る審査会資料、特記事項及び医師意見書の開示請求です。

不開示情報については、これらの情報を本人が知りうることを前提とすると、介護者や医師が本人に対して行う評価その他の本人に係る情報を市に提供することを躊躇するおそれがあり、ひいては、これらの情報を基に障害支援区分認定事務の適切な遂行に支障が生じることが明らかであるため、古賀市個人情報保護条例第 14 条第 2 項第 4 号に該当するものとして不開示としております。

不開示は 1 件のみで事由も問題ないかと思います。その他の請求はすべて全部、部分含め開示されています。不服申立てもなく、市民の負託に応えていると思います。

ご意見としていただきます。

(3) 個人情報取扱事務登録簿について

人権センター登録簿番号9について：パートナーシップ宣誓制度取扱い事務について、これはパートナーシップ宣誓を行う事業かと思います。本宣誓を行った関係者と行わなかった関係者の法的取扱いの違いについてお知らせください。また、根拠法令等ありましたら、ご教示ください。

所管の人権センターに確認いたしました。宣誓を行った者で行っていない者に、法的取扱いの違いはないとのことです。古賀市パートナーシップ宣誓制度については、法的根拠はなく、古賀市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱（令和2年3月告示第21号）の規定により事業を行っております。さらにこの要綱は、古賀市人権施策基本指針に基づいています。

古賀市人権施策基本指針（抜粋）

(2) 指針の位置付け

本指針は、日本国憲法や地方自治法に定められた基本的人権の尊重や住民の権利を確立させるため、また、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に定められた行政の責務に基づき策定するものです。

第2章 人権施策の基本理念

- 「人間の尊重」
- 「自立」
- 「自己実現」

人権は、人を差別してはいけないということは当然ですが、それ以前に自分自身が人間らしく心豊かに生きる「自己実現」の課題としてとらえることが大事であり、人権は他人事ではなく、自分自身の課題であるという認識が重要です。

- 「交流」
- 「共生・共働」

このような文書は私が参加した近年のこれまでの審議会で扱ったことがないように見受けたのですが、取り上げることになった経緯をご説明いただきたい。

平成15年4月に個人情報取扱事務登録簿を整備し、行政資料コーナーに配架して市民の閲覧に供しておりました。以後、登録簿の追加・修正・削除はその都度適宜行っていましたが、令和元年10月に改めて全部を見直す作業を行いました。

また、1年ごとに追加・修正・削除したものについて取りまとめることとし、それを審議会に報告することとしました。